
慶弔見舞金規程
(内規)

三宅建設 株式会社

慶弔見舞金規程（内規）

【結婚】

- 第 1 条 従業員が結婚した時の祝金は30,000円とする。
1. 結婚祝金は第3者の証明書を添えて申請することとする
 2. 再婚の場合は10,000円とする

【従業員の配偶者が出産】

- 第 2 条 従業員の配偶者が出産した場合、祝金10,000円を支給する。

【従業員が出産】

- 第 3 条 従業員が出産した場合、祝金20,000円を支給する。

【死亡】

- 第 4 条 従業員が死亡したときの香料は次の通り支給すると共にその葬儀地の一般的献花をお供えする。
1. 業務上の死亡・・・50,000円
 2. 業務外の死亡・・・10,000円

【従業員の配偶者の死亡】

- 第 5 条 従業員の配偶者が死亡した時は香料10,000円を支給すると共に、その葬儀地の一般的献花をお供えする。

【従業員の父母、子及び配偶者の父母の死亡】

- 第 6 条 従業員の父母、子及び配偶者の父母が死亡した時は香料10,000円を支給すると共にその葬儀地の一般的献花をお供えする。

【従業員の兄弟姉妹、祖父母、孫等の親戚、姻族で同居している者の死亡】

- 第 7 条 従業員の兄弟姉妹、祖父母、孫等の親戚、姻族で同居している者が死亡した時は本人の希望により香料10,000円を支給するもしくは葬儀地の一般的献花をお供えする。

【傷病見舞金】

- 第 8 条 従業員が業務上の傷病で5日以上入院する時は15,000円を支給する。

【罹災時】

- 第 9 条 火事、風水害、地震等の災害に対する見舞金は、その都度の状況に合わせ別途協議の上支給の有無及び額を決定する。

【支給】

- 第 10 条 第1条から第9条は、所定の届出をし、承認されたものに対し支給する。

附 則

1. この規程は、平成21年1月1日から施行する。
この規程は、令和6年3月21日から改正施行する。
2. この規程を改廃する場合には、従業員代表の意見を聴いて行う。